

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香春町長 鶴我 繁和

市町村名 (市町村コード)	香春町 (406015)
地域名 (地域内農業集落名)	五徳地区 (五徳)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農事組合法人五徳が地域を集積しており現在大豆のブロックローテーションを実施3年に一度大豆の作付けを行うがそれ以外の年は法人に貸し付けていない農地以外は農業者個人が主食用米を生産している。今後も農業者が離農した場合は法人が引継ぎ受け皿となっていくため法人の持続可能な体制整備(オペレーターの増員)を行う。

【地域の基礎的データ】
 農業者:41人(法人1名)
 主な作物:水稲、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物としつつ、畑作物の生産に取組み効率的な農地利用を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地バンクへの貸付けを進めつつ、農事組合法人五徳の農地の集積・集約化を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農事組合法人五徳に集積・集約化を進める
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③スマート農業を活用することで少ない人数で大規模に農業経営を行っていく。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金を活用しながら全域の保全・管理を行っていく。